

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部

改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

2 0 1 1 年（平成 2 3 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

海 老 根 靖 典

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部

を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

堂西海岸一丁目地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された藤沢都市計画 堂西海岸一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第 2 に次のように加える。

堂西海岸一丁目地区整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 共同住宅又は長屋（住戸の数が 3 以上のものを除く。） (3) 集会所 (4) 前各号の建築物に附属するもの（車両を格納する施設を除く。）
-----------------	------	--

別表第 5 に次のように加える。

堂西海岸一丁目地区整備計画区域	A地区	125平方メートル	集会所の敷地
-----------------	-----	-----------	--------

別表第6に次のように加える。

堂西海岸一丁目地区整備計画区域	A地区	1メートル	(1) 隣地境界線から1メートル以内にある出窓及び戸袋部分で当該見附面積が同方向からの建築物全体の見附面積の8分の1以下であり、かつ、周囲の外壁面から水平距離が0.5メートルを超えないもの (2) 建築面積に算入されないバルコニー及びベランダで、0.5メートル以上壁面後退しているもの。ただし、隣地境界線から1メートル以内にあるバルコニー及びベランダ部分の外周の長さの合計が、一敷地当たり3メートル以下である場合に限る。	1.5メートル	(1) 道路境界線から1.5メートル以内にある出窓及び戸袋部分で当該見附面積が同方向からの建築物全体の見附面積の8分の1以下であり、かつ、周囲の外壁面から水平距離が0.5メートルを超えないもの (2) 建築面積に算入されないバルコニー及びベランダで、1メートル以上壁面後退しているもの。ただし、道路境界線から1.5メートル以内にあるバルコニー及びベランダ部分の外周の長さの合計が、一敷地当たり3メートル以下である場合に限る。
-----------------	-----	-------	--	---------	--

別表第 7 に次のように加える。

堂西海岸一丁目地区整備計画区域	A 地区	(1) 10メートル (2) 階数は 2	
-----------------	------	-------------------------	--

別表第 11 に次のように加える。

堂西海岸一丁目地区整備計画区域	A 地区	(1) 地区内の道路境界線から 15メートル以内の敷地部分に設けるものは、植栽帯及び垣又はさくで見付け幅の合計が 12メートル以下かつ地盤面からの高さが 15メートル以下のもの。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するものについてはこの限りでない。 ア 門柱その他これに類するもので見付け幅の合計が 1メートル以下かつ地盤面からの高さが 15メートル以下のもの イ 2 辺以上（隅切り部分は除く。）が道路に接する敷地に設けるものは、敷地の 1 辺についての垣又はさくの見付け幅の合計が 12メートル以下かつ地盤面からの高さが 15メートル以下のもの (2) 地区内の隣地に面する場所（ごみ集積所は除く。）に設けるものは、生け垣又は地盤面からの高さが 12メートル以下の透視可能なフェンス等。ただし、フェンス等の基礎で地盤面からの高さが 0.6メートル以下のものについてはこの限りでない。 (3) 地区外周の道路に面する場所に設けるものは、地盤面からの高さが 15メートル以下のフェンス等と植栽を組み合わせた構造のもの	
-----------------	------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、堂西海岸一丁目地区整備計画を都市計画決定したことに伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限について定める必要による。